



JAAO News

vol.111 Nov. 2016

□ 今月号の目次と要旨:

1. 【解説】バーゼル条約における規制のあり方を検討: 基本的な考え方は、使用済鉛蓄電池や雑品スクラップの輸出は強化、廃電子基板等の輸入は緩和の方向。来年3月までに報告書を作成。
2. 【解説】廃棄物処理法改正の動き～論点整理(その2)～: 越境移動の適正化、優良事業者認定の基準、親子会社間における排出事業者責任の共有化等について論点整理。
3. 【解説】千葉県条例の上乗せ規制緩和へ: 収集運搬業の登録車両へのステッカー(標章)貼付規定の見直しを検討。法で規定され重複した当該条例規制が緩和されるか、注目の案件。
4. グリーン購入法の見直しに関するパブコメ: 環境物品等の調達を推進するため、物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直す。
5. 低濃度PCB廃棄物の無害化施設: 法の無害化処理認定を受けた処理会社は30社、自治体の業許可を受けた処理業者は4社になった。低濃度PCBの処理も加速する。
6. 2016年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会の開催: 特措法で、計画的処理完了期限よりも1年前の時点に処分期間が設定され義務化。詳細説明会が各地で実施される。

1. バーゼル法における規制のあり方を検討

～日本再興戦略 2016 の下で開始～

本年6月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」において、「規制のあり方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる」とされている。これらを踏まえ、**バーゼル条約等を的確に実施しつつ、顕在化してきた課題に対応するために「規制のあり方」を検討する必要がある。**

10月31日、環境省は、中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議(第1回)を開催した。

バーゼル条約は、先進国で排出された廃棄物が開発途上国に輸出されて環境汚染をもたらす等の問題が顕在化したことを受けて、有害廃棄物等の越境移動等を規制するための国際的な枠組み及び手続等が規定(1992年発効)されている。国内では、バーゼル法が同年に制定されている。

バーゼル法の制定から20年以上が経過したが、特定有害廃棄物等に該当する二次資源の国際取引の増加により、**使用済鉛蓄電池や雑品スクラップ**のような、リサイクル目的でぞんざいに取り扱われた場合には環境汚染等が生じるリスクが高い廃棄物等が輸出先国において十分な管理が行われていない事案が発生している。一方、国内において適正なリサイクルが行われている**廃電子基板等の OECD 非加盟国からの輸入**のように、資源的な価値が高い一方で環境汚染等が生じるリスクが低い廃棄物等の輸入が過度に規制されているため、環境負荷低減や資源の有効利用に資する輸

入が妨げられているというアンバランスな状態が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、バーゼル条約における規制のあり方の検討がスタートした。基本的な検討内容は、以下の2点になる。

- ① 特定有害廃棄物等の輸出入等の管理に関する制度の概要と施行状況について
- ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する論点について

今般行われるバーゼル法の見直しの基本的な考え方は、以下の通り。

(1) 我国からの**特定有害廃棄物等の輸出**については**環境汚染等が生じるリスクに応じて手続の適正化(強化)を図ること**

我国からの特定有害廃棄物等の輸出に関しては、輸出に伴い環境汚染等が生じるリスクを評価した上で、そのリスクが高いと考えられる場合には規制の強化を図るものとする。

(2) 我国への**特定有害廃棄物等の輸入**については**環境汚染等が生じるリスクに応じて手続の適正化(緩和)を図ること**

我国への特定有害廃棄物等の輸入に関しては、輸入に伴い環境汚染等が生じるリスクを評価した上で、そのリスクが低いと考えられる場合には規制の緩和を図るものとする。

また、輸出と輸入に分けた場合の具体的な論点を示す。

1. 輸出に係る論点

- ① **使用済鉛蓄電池**(鉛と強酸を含む電池、韓国への輸出量が多い)の**輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保**
- ② **雑品スクラップ**(国内で排出された使用済電気電子機器等の中には、環境対策が十分に行わ

れないまま破碎等の処理を施され、その他の金属スクラップ等と混合された上で輸出されている物)の**不適正輸出に関する懸念等を踏まえた水際対策**

- ③ 我が国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化
- ④ OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化
- ⑤ 二重手続の改善

2. 輸入に係る論点

- ① 環境汚染リスクが低い**廃電子基板等の輸入手続の簡素化**
- ② 我が国への輸入に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化

今後の進め方(案)は、以下の通り。

2016年	
10月31日	：論点整理
12月	：報告書(案)の作成
2017年	
1月	：パブリックコメント
2月	：パブコメを踏まえた報告書(案)

詳細は、以下の URL をご覧下さい。

<http://www.env.go.jp/press/y0311-01/mat03.pdf>

2. 【解説】廃棄物処理法改正の動き

～論点整理(その2)が明らかに～

10月28日に廃棄物処理制度専門委員会・第6回が開催された。前回提示の「廃棄物処理制度における論点の検討(その1)」に続き、第4回提示の論点整理(案)に加筆修正された「論点の検討(その2)」が提示された。前号で記載した「その1」で論点6まで整理したが、今般発表された「その2」は、論点7から13までの7件がまとめられている。

今回の論点整理では、廃棄物処理法だけの範疇(国の政策決定や判断)だけで決定できるものではない課題も多く挙げられている。例えば、廃棄物の管理だけではなく、ストックヤード内の(有価物と判断される可能性のある)使用済部品の取り扱いについて言及したり、地方自治体との連携、理解、協力を求める等が整理されている。こうした論点は、廃棄物処理法を改正することで解決される課題とは言えなさそうだ。また、規制緩和として、グループ会社としての排出事業者責任をどう捉えるか否か、

環境省としての考え方が整理される動きもあり、子会社や関連会社を持つ排出事業者は、注意が必要だ。以下、「その2」で注目すべきポイントを述べる。

□ 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組について

使用済電気電子機器をはじめ、有害特性を有する使用済物品について、スクラップヤードで不適正に取り扱われることで人の健康又は生活環境に係る影響が生ずるとともに、適正なリサイクルが空洞化する恐れがあるとして、管理を適正化するための仕組みのあり方を検討すべきとした。

具体的には、**使用済物品の運搬や保管に対して処理基準の遵守を求めることができるようにするなどの必要な措置を講ずるべきと提案**している。有償取引されている物品及びその取扱いを廃棄物処理法で取り締まりを行うことは困難であるとの指摘が地方自治体にあるが、条例をもうけて使用済物品を管理する仕組みを導入している自治体(鳥取県)も紹介され、スクラップヤードでの使用済物品の適正管理の推進の考え方が示された。

□ 優良な循環産業の更なる育成について

現行の優良産廃処理業者認定制度について信頼性の向上や産業廃棄物処理事業者全体の底上げを図る視点から見直しを行うべきとした。

具体的には、処理状況に関する情報の排出事業者への提供又はインターネットを通じた公開等に関する要件や財務要件の見直し等を含め、認定基準について必要な検討を行うべきとし、**認定に係る基準がさらに厳しくなる傾向が読み取れる。**

□ 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組について

前回論点整理と同様の考え方で、既存の再生利用認定制度の活用や、再生利用指定制度等を活用していくべきとした。さらに、複数の都道府県等にわたって建設汚泥等の個別指定の申請があった際に、関係する都道府県等間での連携を図ることが重要との考えも示された。

□ 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直しについて、

企業経営の効率化の観点から行われる分社化等により、これまで行ってきた「自ら処理」ができなくなっていること等の課題については、**親子会社間における排出事業者責任の共有及び「自ら処理」を行う親子会社内外の廃棄物について明確化できるかの検討**も含め、必要な方策の検討を行うべきとした。グループ会社としての対応を全否定するので

はなく、検討の余地を残したかたちとなり、今後の検討内容に注目していく必要があるようだ。

許可申請等の負担軽減や合理化については、**電子申請の活用を推進する考え方で整理**された。また、地方自治体での、一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式や、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進めるべきとの考え方を示した。

欠格要件については、今後もあり方を継続的に検討していくとの方針で、特に、廃棄物処理法に定める「**法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者**」の該当性を明確化するべきとした。

地方公共団体の運用に関しては、地方公共団体による流入規制や実質的な住民同意の要求を改善するために必要な対応について検討を行うべきとした。具体的には、**当該規制行為は廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなどの対策を検討すべき**とした。

第6回で各論点の検討は終了。次回（第7回）でまとめとしての報告書の検討を行う予定となっている。

詳細は、以下のURLを参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103142.html>

3.【解説】千葉県条例の緩和

～上乗せ規制の見直し～

千葉県では不法投棄による生活環境保全上の支障の防止を図る目的で「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を2002年に制定している。この条例では千葉県独自の廃棄物に係る規定、いわゆる「**上乗せ規制**」が設けられてきた。例えば、以下のような規定がある。

- ✚ 自ら運搬を行う排出事業者に対し、廃棄物処理票の作成を規定
- ✚ **収集運搬業者に対し、収集運搬業の登録車両にステッカー(標章)を貼ることを規定**
- ✚ 土地所有者に対し、不法投棄されないよう適正な管理に努める等を規定

こうした上乗せ規定の中で、今般、2番目の収集運搬業者に対するステッカー(標章)貼付義務の規

定を廃止する方向で、現在、意見募集(パブコメ:11月4日～11月30日まで)を行っている。

千葉県は、条例制定当時から収集運搬業者に対するステッカー(標章)貼付義務を求めてきたが、廃棄物処理法施行令で、2005年から車両への表示義務制度が義務付けられており、**廃棄物処理法施行令と条例の表示義務制度が重複している状況**にある。また、県導入のシステムにより車両表示や車両ナンバーから、収集運搬業許可の状況などが即座に判断できる状況になったことや、廃棄物処理法施行令の表示義務制度の普及状況を考慮した結果、今回の条例による標章交付制度廃止の方向に至った。

法律で規制が整備(強化)されたことが、条例で上乗せ規制したものが、その役割(今回の場合は不法投棄防止)を終えた事例と言える。

このように、廃棄物処理法が改正されるに伴い、条例が改正される場合がある。例えば、前回の法改正で建設廃棄物の事業場外保管について、ある一定の条件を満たした場合、あらかじめ届出することが規定された。それに伴い、条例で、同様の規定のある自治体で改正が行われたケースがあった。廃棄物処理法と地方自治体独自の規制は、課題の掘り起こし、解決策の提示という視点で影響しあっていると

言える。こうした意味から、地方自治体の廃棄物管理に係る規制も十分に把握し、注意する必要がある。今回の廃棄物処理法改正検討では、地方自治体の条例の規定として、実地確認や前述した鳥取県のスクラップヤードでの保管管理について参考とされたが、どの程度今回の改正議論に影響するのか気になるところだ。

詳細は、下記URLを参照下さい。

https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/iken/2016/te-kiseika-iken.html#tmp_head_top

4. グリーン購入法の見直しに関するパブコメ

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という)の見直案が取りまとめられた。11月10日、環境省から、本案についてのパブリックコメントの実施が公表された。

国等の機関においては、グリーン購入法に基づき閣議決定された基本方針に即して、2001年4月より、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(調達方針)を定め、**環境物品等の**

調達が推進されている。基本方針で定められる特定調達品目（国等の各機関が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）及びその判断の基準等については、**物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直し**を行っていくこととされている。

本年度も、この見直しを行う際の参考とするため、提案募集を実施するとともに学識経験者等によって構成される特定調達品目検討会において見直しの検討が行われ案が作成された。については、最終的な取りまとめの参考とするため、本案について以下の日程でパブリックコメントが実施されることになった。

〈意見の募集期間〉

2016年11月10日～12月5日

（参考 HP）

<http://www.env.go.jp/press/103202.html>

5. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化施設

11月1日、環境省から、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定を受けた処理会社として、東芝環境ソリューション株式会社、神戸環境クリエイト株式会社、株式会社かんでんエンジニアリングの3社が追加されたとの報道発表があった。

現在、廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき**無害化処理認定を受けた処理会社は30社**、廃棄物処理法に基づき、微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る**都道府県知事等の許可を受けた処理会社は4社**になった。

それぞれの処理方法や廃棄物の種類（微量 PCB 廃電気機器等や低濃度 PCB 含有廃棄物の廃油、トランス・コンデンサ等、その他汚染物、処理物）に関する情報は、以下の URL を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

6. 2016 年度 PCB 廃棄物の適正な処理促進に関する説明会の開催

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）」の改正法が本年 8 月 1 日に施行され、計画的処理

完了期限よりも 1 年前の時点に処分期間が設定され、この処分期間内の処分委託又は廃棄が義務づけられた。

また、電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用製品についても、電気事業法関係省令等の改正等により、管理状況の届出、処分期間後の施設禁止等が義務づけられている。

このような法令改正の内容とこれにより事業者求められる対応等を広く紹介するため、経済産業省と協同で「2016 年度 PCB 廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」が開催される。

関係事業者は、参加することが望ましい。

以下の都市の会場及び日程で開催予定。

長崎市(10/28)、名古屋市(11/2)、宮崎市(11/9)、高松市(11/17)、熊本市(11/24)、福岡市(11/25)、松江市(12/2)、盛岡市(12/13)、富山市(12/19)、高知市(12/22)、鹿児島市(1/6)、仙台市(1/16)、広島市(1/24)、岡山市(1/25)、さいたま市(2/3)、札幌市(2/14)

詳細は、以下の URL を参照。

http://www.sanpainet.or.jp/service/service04_6.html

内容

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改正内容等について（環境省 産業廃棄物課）
- 電気事業法関係省令等の改正内容等について（経済産業省 電力安全課）
- 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理手続きについて（中間貯蔵・環境安全事業株式会社：JESCO）
- 使用中の微量 PCB 含有電気機器を無害化する課電自然循環洗浄実施手順書について（経済産業省 環境指導室）

（以上）

11月1日より、弊社は下記に移転しております。

㈱日本廃棄物管理機構

〒231-0062

横浜市中区桜木町 1-1-7 TOC みなとみらい 10 階

Tel. 045-228-5363 Fax. 045-894-2116

E-mail: info@jaaoc.co.jp